

令和5年度決算に基づく
下関市健全化判断比率及び
資金不足比率に係る審査意見書

下 関 市 監 査 委 員

下 監 第 7 5 0 号
令和 6 年 (2024年) 8 月 2 2 日

下 関 市 長 前 田 晋 太 郎 様

下 関 市 監 査 委 員	今 井 弘 文
同	秋 森 和 也
同	木 本 暢 一
同	田 中 義 一

令和 5 年度決算に基づく下関市健全化判断比率
及び資金不足比率に係る審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び同法第 2 2 条第 1 項の規定により審査に付された、令和 5 年度決算に基づく下関市健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定基礎事項を記載した書類を審査したので、その結果について次のとおり意見を提出します。

目 次

下関市健全化判断比率審査意見

1. 審査の概要	1
(1) 審査の対象	1
(2) 審査の期間	1
(3) 審査の方法	1
2. 審査の結果	1
(1) 総合意見	1
(2) 個別意見	2
①実質赤字比率	2
②連結実質赤字比率	3
③実質公債費比率	5
④将来負担比率	6
(3) 是正改善を要する事項	6

下関市資金不足比率審査意見

1. 審査の概要	7
(1) 審査の対象	7
(2) 審査の期間	7
(3) 審査の方法	7
2. 審査の結果	8
(1) 総合意見	8
(2) 個別意見	9
①臨海土地造成事業特別会計	9
②渡船特別会計	10
③市場特別会計	11
④観光施設事業特別会計	12
⑤漁業集落環境整備事業特別会計	13
⑥農業集落排水事業特別会計	14
⑦水道事業会計	15
⑧工業用水道事業会計	16
⑨公共下水道事業会計	17
⑩病院事業会計	18
⑪ボートレース事業会計	19
(3) 是正改善を要する事項	20

凡 例

- 1 文中等に記載する「令和5年度」は、令和5年度決算に基づくことを、「令和4年度」は、令和4年度決算に基づくことをいい、以下同様である。
- 2 P（ポイント）は、パーセンテージ間の単純差し引き数値である。
- 3 類団指標とは、令和5年3月31日現在中核市である62団体の単純平均（令和4年度決算数値）である。

下関市健全化判断比率審査意見

1. 審査の概要

(1) 審査の対象

令和5年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類（以下「算定書類」という。）

(2) 審査の期間

令和6年7月4日から令和6年8月7日までの35日間

(3) 審査の方法

令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び算定書類の審査に当たっては、比率は関係法令にのっとり適正に算定されているか、算定書類は適正に作成されているかについて、証拠書類との照合を行うとともに、関係職員からの説明聴取などの方法により審査を実施した。なお、審査は下関市監査基準に準拠して実施した。

2. 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された次の表に掲げる健全化判断比率は、いずれも適正に算定されており、算定書類についても適正に作成されているものと認められた。

	令和5年度 A %	令和4年度 B %	比較増減 A-B P	早期健全化 基準 %	類団指標 (令和4年度) %
① 実質赤字比率	—	—	—	11.25	—
② 連結実質赤字比率	—	—	—	16.25	—
③ 実質公債費比率	9.9	10.0	△ 0.1	25.0	5.4
④ 将来負担比率	45.3	41.0	4.3	350.0	34.2

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字額がないため「—」と表示している。

(2) 個別意見

① 実質赤字比率

実質赤字比率の算定式及び各項目の数値は、次のとおりである。なお、本市の早期健全化基準は 11.25%である。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

(単位：千円)

区 分	令和5年度	令和4年度	比較増減
一般会計等の実質赤字額	△ 4,175,928	△ 4,072,409	△ 103,519
一般会計	△ 4,240,346	△ 4,206,862	△ 33,484
土地取得特別会計	△ 46,505	△ 48,418	1,913
母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	△ 32,968	△ 39,092	6,124
港湾特別会計	143,891	221,963	△ 78,072
市立市民病院債管理特別会計			
公債管理特別会計			
標準財政規模	65,580,989	65,832,789	△ 251,800

※ 赤字の算定の基となるため、黒字の場合は負数、赤字の場合は正数となる。

(単位：%、P)

区 分	令和5年度	令和4年度	比較増減
実質赤字比率 (計算上の比率)	— (△ 6.36)	— (△ 6.18)	— (△ 0.18)

※ 実質赤字額が発生していないため「—」と表示している。

※ 小数点第3位以下切り捨て。

令和5年度の実質赤字比率については、実質赤字額がないため「—」と表示している。

参考までに、実質収支の比率としてみると、令和5年度は 6.36%で、令和4年度の 6.18%と比較すると 0.18 ポイント上昇し、現状では財政収支に問題はないと認められる。

なお、令和4年度の類似団体における実質赤字比率は、いずれも「—」であった。

② 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率の算定式及び各項目の数値は、次のとおりである。なお、本市の早期健全化基準は 16.25%である。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

(単位：千円)

区 分	令和 5 年度	令和 4 年度	比較増減
連 結 実 質 赤 字 額	△ 53,819,791	△ 43,703,054	△ 10,116,737
一般会計等	△ 4,175,928	△ 4,072,409	△ 103,519
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計	△ 1,604,960	△ 1,980,128	375,168
国民健康保険特別会計	△ 903,985	△ 1,079,746	175,761
介護保険特別会計介護保険事業勘定	△ 548,161	△ 754,913	206,752
介護保険特別会計介護サービス事業勘定	0	△ 3,997	3,997
後期高齢者医療特別会計	△ 152,814	△ 141,472	△ 11,342
公営企業に係る会計	△ 48,038,903	△ 37,650,517	△ 10,388,386
臨海土地造成事業特別会計	0	0	0
渡船特別会計	△ 10,625	△ 15,195	4,570
市場特別会計	△ 212,360	△ 146,199	△ 66,161
観光施設事業特別会計	△ 3,378	△ 2,778	△ 600
漁業集落環境整備事業特別会計	0	△ 1,649	1,649
農業集落排水事業特別会計	△ 4,248	△ 2,196	△ 2,052
水道事業会計	△ 6,690,541	△ 6,202,676	△ 487,865
工業用水道事業会計	△ 255,577	△ 230,165	△ 25,412
公共下水道事業会計	△ 1,147,390	△ 895,843	△ 251,547
病院事業会計	42,101	△ 89,957	132,058
ボートレース事業会計	△ 39,756,885	△ 30,063,859	△ 9,693,026
標 準 財 政 規 模	65,580,989	65,832,789	△ 251,800

※ 赤字の算定の基となるため、黒字又は資金剰余の場合は負数、赤字又は資金不足の場合は正数となる。

(単位：%、P)

区 分	令和 5 年度	令和 4 年度	比較増減
連 結 実 質 赤 字 比 率 (計 算 上 の 比 率)	— (△ 82.06)	— (△ 66.38)	— (△ 15.68)

※ 連結実質赤字額が発生していないため「—」と表示している。

※ 小数点第3位以下切り捨て。

令和5年度の連結実質赤字比率については、連結実質赤字額がないため「―」と表示している。

参考までに、連結実質収支の比率としてみると、令和5年度は82.06%で、令和4年度の66.38%と比較すると15.68ポイント上昇し、現状では財政収支に問題はないと認められる。

なお、令和4年度の類似団体における連結実質赤字比率は、いずれも「―」であった。

③ 実質公債費比率

実質公債費比率の算定式及び各項目の数値は、次のとおりである。なお、早期健全化基準は 25.0%である。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\left(\begin{array}{c} \text{元利償還金} \\ + \\ \text{準元利償還金} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{c} \text{償還のための特定財源} \\ + \\ \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額} \end{array} \right)}{\text{標準財政規模} - \left(\begin{array}{c} \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額} \end{array} \right)} \text{の 3 か年 平均}$$

(単位：千円)

区 分	令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度	令和 2 年度
元 利 償 還 金	15,266,905	16,160,216	17,188,311	17,387,478
準 元 利 償 還 金	2,260,430	2,393,170	2,459,642	2,429,894
償 還 の た め の 特 定 財 源	2,072,401	2,282,675	2,358,806	2,344,509
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	10,042,764	10,891,505	11,483,953	11,852,634
標 準 財 政 規 模	65,580,989	65,832,789	68,232,034	66,589,828

(単位：%、P)

区 分	令和 5 年度	令和 4 年度	比較増減
令和 5 年度分実質公債費比率 (単年度)	9.74495	—	/
令和 4 年度分実質公債費比率 (単年度)	9.79083	9.79083	
令和 3 年度分実質公債費比率 (単年度)	10.22976	10.22976	
令和 2 年度分実質公債費比率 (単年度)	—	10.26766	
3 か 年 平 均	9.9	10.0	△ 0.1

※ 単年度分は端数処理せず、3か年平均は小数点第2位以下切り捨て。

令和 5 年度の実質公債費比率は 9.9%で、早期健全化基準の 25.0%と比較すると、これを下回っており、公債費の財政負担が令和 5 年度の標準財政規模を基本とした額に比して著しく過大な状況にはないと認められる。

なお、令和 4 年度の実質公債費比率 10.0%と比較すると 0.1 ポイント低下している。

参考までに、令和 4 年度の実質公債費比率に係る類団指標は 5.4%となっており、令和 5 年度の本市との比較では、本市が 4.5 ポイント高くなっている。

④ 将来負担比率

将来負担比率の算定式及び各項目の数値は、次のとおりである。なお、早期健全化基準は 350.0%である。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - \left(\begin{array}{l} \text{充当可能基金額} \\ + \\ \text{特定財源見込額} \\ + \\ \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額} \end{array} \right)}{\text{標準財政規模} - \left(\begin{array}{l} \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額} \end{array} \right)}$$

(単位：千円)

区 分	令和 5 年度	令和 4 年度	比較増減
将 来 負 担 額	183,816,573	185,074,114	△ 1,257,541
充 当 可 能 基 金 額	29,946,951	32,019,007	△ 2,072,056
特 定 財 源 見 込 額	18,502,436	17,607,119	895,317
地 方 債 現 在 高 等 に 係 る 基 準 財 政 需 要 額 算 入 見 込 額	110,182,688	112,916,282	△ 2,733,594
標 準 財 政 規 模	65,580,989	65,832,789	△ 251,800
元 利 償 還 金 ・ 準 元 利 償 還 金 に 係 る 基 準 財 政 需 要 額 算 入 額	10,042,764	10,891,505	△ 848,741

(単位：%、P)

区 分	令和 5 年度	令和 4 年度	比較増減
将 来 負 担 比 率	45.3	41.0	4.3

※ 小数点第 2 位以下切り捨て。

令和 5 年度の将来負担比率は 45.3%で、早期健全化基準の 350.0%と比較すると、これを下回っており、将来の地方債償還等の支出予定額が令和 5 年度の標準財政規模を基本とした額に比して著しく過大な状況にはないと認められる。

なお、令和 4 年度の将来負担比率 41.0%と比較すると 4.3 ポイント上昇している。

参考までに、令和 4 年度の将来負担比率に係る類団指標は 34.2%となっており、令和 5 年度の本市との比較では、本市が 11.1 ポイント高くなっている。

(3) 是正改善を要する事項

健全化判断比率について、特に指摘すべき事項はない。引き続き財政の健全運営に留意されたい。

下関市資金不足比率審査意見

1. 審査の概要

(1) 審査の対象

次の各会計における令和5年度の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

- ① 臨海土地造成事業特別会計
- ② 渡船特別会計
- ③ 市場特別会計
- ④ 観光施設事業特別会計
- ⑤ 漁業集落環境整備事業特別会計
- ⑥ 農業集落排水事業特別会計
- ⑦ 水道事業会計
- ⑧ 工業用水道事業会計
- ⑨ 公共下水道事業会計
- ⑩ 病院事業会計
- ⑪ ボートレース事業会計

(2) 審査の期間

令和6年7月4日から令和6年8月7日までの35日間

(3) 審査の方法

令和5年度決算に基づく資金不足比率及び算定書類の審査に当たっては、比率は関係法令にのっとり適正に算定されているか、算定書類は適正に作成されているかについて、証拠書類との照合を行うとともに、関係職員からの説明聴取などの方法により審査を実施した。

2. 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された次の表に掲げる資金不足比率は、いずれも適正に算定されており、算定書類についても適正に作成されているものと認められた。

	令和5年度 A %	令和4年度 B %	比較増減 A-B P	経営健全化 基準 %
① 臨海土地造成事業特別会計	—	—	—	20.0
② 渡船特別会計	—	—	—	
③ 市場特別会計	—	—	—	
④ 観光施設事業特別会計	—	—	—	
⑤ 漁業集落環境整備事業特別会計	—	—	—	
⑥ 農業集落排水事業特別会計	—	—	—	
⑦ 水道事業会計	—	—	—	
⑧ 工業用水道事業会計	—	—	—	
⑨ 公共下水道事業会計	—	—	—	
⑩ 病院事業会計	5.7	—	—	
⑪ ボートレース事業会計	—	—	—	

※ 資金不足が発生していない場合は、「—」と表示している。

※ 資金不足比率が 20.0%以上となった場合は、公営企業の経営の健全化のための計画を定める必要がある。

(2) 個別意見

① 臨海土地造成事業特別会計

臨海土地造成事業特別会計の資金不足比率の算定式は、次のとおりである。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

資金の不足額及び事業の規模は、次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	令和5年度 A	令和4年度 B	比較増減 A-B
ア 歳出額 + 算入地方債	3,422,092	3,090,055	332,037
イ 歳入額 - 翌年度へ繰り越すべき財源	1,097,314	695,177	402,137
ウ 土地収入見込額	3,495,024	3,767,273	△ 272,249
エ 地方債残高 + 他会計長期借入金	2,153,886	2,660,169	△ 506,283
資金の不足額 アーイーウ+エ(※)	0	0	0
a 資本			
b 負債(繰上充用額+地方債残高+長期借入金)	4,478,664	5,055,047	△ 576,383
事業の規模 a + b	4,478,664	5,055,047	△ 576,383

※ [資金の不足額]の[アーイーウ]が負数の場合はエを加算。ただし、その値が>0となるときは「0」とする。

以上に基づき算定された臨海土地造成事業特別会計の資金不足比率は、次のとおりである。

(単位：%、P)

区 分	令和5年度	令和4年度	比較増減
資金不足比率 (計算上の比率)	— (0.0)	— (0.0)	— (0.0)

※ 資金不足が発生していないため「—」と表示している。

※ 小数点第2位以下切り捨て。

令和5年度の資金不足比率については、資金不足額がないため「—」と表示している。

参考までに、資金剰余の比率としてみると、令和5年度は0.0%で令和4年度と同率であり、現状では経営資金の状況に問題はないと認められる。

② 渡船特別会計

渡船特別会計の資金不足比率の算定式は、次のとおりである。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

資金の不足額及び事業の規模は、次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	令和5年度 A	令和4年度 B	比較増減 A-B
ア 歳出額 + 算入地方債	376,141	217,242	158,899
イ 歳入額 - 翌年度へ繰り越すべき財源	386,766	232,437	154,329
資金の不足額 アーイ	△ 10,625	△ 15,195	4,570
a 営業収益に相当する収入の額	15,634	16,417	△ 783
b 受託工事収益に相当する収入の額			
事業の規模 a-b	15,634	16,417	△ 783

以上に基づき算定された渡船特別会計の資金不足比率は、次のとおりである。

(単位：%、P)

区 分	令和5年度	令和4年度	比較増減
資 金 不 足 比 率 (計 算 上 の 比 率)	— (△ 67.9)	— (△ 92.5)	— (24.6)

※ 資金不足が発生していないため「—」と表示している。

※ 小数点第2位以下切り捨て。

令和5年度の資金不足比率については、資金不足額がないため「—」と表示している。

参考までに、資金剰余の比率としてみると、令和5年度は67.9%で令和4年度の92.5%と比較すると24.6ポイント低下しているものの、現状では経営資金の状況に問題はないと認められる。

③ 市場特別会計

市場特別会計の資金不足比率の算定式は、次のとおりである。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

資金の不足額及び事業の規模は、次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	令和5年度 A	令和4年度 B	比較増減 A-B
ア 歳出額 + 算入地方債	825,234	754,309	70,925
イ 歳入額 - 翌年度へ繰り越すべき財源	1,037,594	900,508	137,086
資金の不足額 アーイ	△ 212,360	△ 146,199	△ 66,161
a 営業収益に相当する収入の額	485,639	466,433	19,206
b 受託工事収益に相当する収入の額			
事業の規模 a-b	485,639	466,433	19,206

以上にに基づき算定された市場特別会計の資金不足比率は、次のとおりである。

(単位：%、P)

区 分	令和5年度	令和4年度	比較増減
資 金 不 足 比 率 (計 算 上 の 比 率)	— (△ 43.7)	— (△ 31.3)	— (△ 12.4)

※ 資金不足が発生していないため「—」と表示している。

※ 小数点第2位以下切り捨て。

令和5年度の資金不足比率については、資金不足額がないため「—」と表示している。

参考までに、資金剰余の比率としてみると、令和5年度は43.7%で令和4年度の31.3%と比較すると12.4ポイント上昇しており、現状では経営資金の状況に問題はないと認められる。

④ 観光施設事業特別会計

観光施設事業特別会計の資金不足比率の算定式は、次のとおりである。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

資金の不足額及び事業の規模は、次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	令和5年度 A	令和4年度 B	比較増減 A-B
ア 歳出額 + 算入地方債	97,739	140,631	△ 42,892
イ 歳入額 - 翌年度へ繰り越すべき財源	101,117	143,409	△ 42,292
資金の不足額 アーイ	△ 3,378	△ 2,778	△ 600
a 営業収益に相当する収入の額	406,926	386,865	20,061
b 受託工事収益に相当する収入の額			
事業の規模 a-b	406,926	386,865	20,061

※ aの中には、海峽ビューしものせき及びサングリーン菊川の指定管理者利用料金収入額が含まれている。

以上に基づき算定された観光施設事業特別会計の資金不足比率は、次のとおりである。

(単位：%、P)

区 分	令和5年度	令和4年度	比較増減
資金不足比率 (計算上の比率)	— (△ 0.8)	— (△ 0.7)	— (△ 0.1)

※ 資金不足が発生していないため「—」と表示している。

※ 小数点第2位以下切り捨て。

令和5年度の資金不足比率については、資金不足額がないため「—」と表示している。

参考までに、資金剰余の比率としてみると、令和5年度は0.8%で、令和4年度の0.7%と比較すると0.1ポイント上昇しており、現状では経営資金の状況に問題はないと認められる。

⑤ 漁業集落環境整備事業特別会計

漁業集落環境整備事業特別会計の資金不足比率の算定式は、次のとおりである。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

資金の不足額及び事業の規模は、次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	令和5年度 A	令和4年度 B	比較増減 A-B
ア 歳出額 + 算入地方債	26,783	20,636	6,147
イ 歳入額 - 翌年度へ繰り越すべき財源	26,783	22,285	4,498
資金の不足額 アーイ	0	△ 1,649	1,649
a 営業収益に相当する収入の額	1,350	1,620	△ 270
b 受託工事収益に相当する収入の額			
事業の規模 a-b	1,350	1,620	△ 270

以上に基づき算定された漁業集落環境整備事業特別会計の資金不足比率は、次のとおりである。

(単位：%、P)

区 分	令和5年度	令和4年度	比較増減
資金不足比率 (計算上の比率)	— (0.0)	— (△ 101.7)	— (101.7)

※ 資金不足が発生していないため「—」と表示している。

※ 小数点第2位以下切り捨て。

令和5年度の資金不足比率については、資金不足額がないため「—」と表示している。

なお、漁業集落環境整備事業特別会計は、令和6年4月1日をもって公営企業会計へ移行している。

⑥ 農業集落排水事業特別会計

農業集落排水事業特別会計の資金不足比率の算定式は、次のとおりである。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

資金の不足額及び事業の規模は、次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	令和5年度 A	令和4年度 B	比較増減 A-B
ア 歳出額 + 算入地方債	474,433	423,200	51,233
イ 歳入額 - 翌年度へ繰り越すべき財源	478,681	425,396	53,285
資金の不足額 アーイ	△ 4,248	△ 2,196	△ 2,052
a 営業収益に相当する収入の額	105,247	106,855	△ 1,608
b 受託工事収益に相当する収入の額			
事業の規模 a-b	105,247	106,855	△ 1,608

以上に基づき算定された農業集落排水事業特別会計の資金不足比率は、次のとおりである。

(単位：%、P)

区 分	令和5年度	令和4年度	比較増減
資 金 不 足 比 率 (計 算 上 の 比 率)	— (△ 4.0)	— (△ 2.0)	— (△ 2.0)

※ 資金不足が発生していないため「—」と表示している。

※ 小数点第2位以下切り捨て。

令和5年度の資金不足比率については、資金不足額がないため「—」と表示している。

参考までに、資金剰余の比率としてみると、令和5年度は4.0%で、令和4年度の2.0%と比較すると2.0ポイント上昇しており、現状では経営資金の状況に問題はないと認められる。

⑦ 水道事業会計

水道事業会計の資金不足比率の算定式は、次のとおりである。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

資金の不足額及び事業の規模は、次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	令和5年度 A	令和4年度 B	比較増減 A-B
ア 流動負債 + 算入地方債	1,393,966	1,409,551	△ 15,585
イ 流動資産 - 翌年度へ繰り越すべき財源	8,084,507	7,612,227	472,280
資金の不足額 アーイ	△ 6,690,541	△ 6,202,676	△ 487,865
a 営業収益の額	5,048,729	5,113,653	△ 64,924
b 受託工事収益の額	3,677	3,508	169
事業の規模 a-b	5,045,052	5,110,145	△ 65,093

※ アの中には、貸借対照表の流動負債に計上されている企業債（建設改良費等の財源に充てるためのもの）の額は含まれていない。

以上に基づき算定された水道事業会計の資金不足比率は、次のとおりである。

(単位：％、P)

区 分	令和5年度	令和4年度	比較増減
資 金 不 足 比 率 (計 算 上 の 比 率)	— (△ 132.6)	— (△ 121.3)	— (△ 11.3)

※ 資金不足が発生していないため「—」と表示している。

※ 小数点第2位以下切り捨て。

令和5年度の資金不足比率については、資金不足額がないため「—」と表示している。

参考までに、資金剰余の比率としてみると、令和5年度は132.6%で令和4年度の121.3%と比較すると11.3ポイント上昇しており、現状では経営資金の状況に問題はないと認められる。

⑧ 工業用水道事業会計

工業用水道事業会計の資金不足比率の算定式は、次のとおりである。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

資金の不足額及び事業の規模は、次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	令和 5 年度 A	令和 4 年度 B	比較増減 A-B
ア 流動負債 + 算入地方債	45,679	51,600	△ 5,921
イ 流動資産 - 翌年度へ繰り越すべき財源	301,256	281,765	19,491
資金の不足額 アーイ	△ 255,577	△ 230,165	△ 25,412
a 営業収益の額	275,304	274,261	1,043
b 受託工事収益の額	299	8	291
事業の規模 a-b	275,005	274,253	752

以上に基づき算定された工業用水道事業会計の資金不足比率は、次のとおりである。

(単位：%、P)

区 分	令和 5 年度	令和 4 年度	比較増減
資 金 不 足 比 率 (計 算 上 の 比 率)	— (△ 92.9)	— (△ 83.9)	— (△ 9.0)

※ 資金不足が発生していないため「—」と表示している。

※ 小数点第2位以下切り捨て。

令和5年度の資金不足比率については、資金不足額がないため「—」と表示している。

参考までに、資金剰余の比率としてみると、令和5年度は92.9%で令和4年度の83.9%と比較すると9.0ポイント上昇しており、現状では経営資金の状況に問題はないと認められる。

⑨ 公共下水道事業会計

公共下水道事業会計の資金不足比率の算定式は、次のとおりである。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

資金の不足額及び事業の規模は、次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	令和5年度 A	令和4年度 B	比較増減 A-B
ア 流動負債 + 算入地方債	960,198	672,141	288,057
イ 流動資産 - 翌年度へ繰り越すべき財源	2,107,588	1,567,984	539,604
資金の不足額 アーイ	△ 1,147,390	△ 895,843	△ 251,547
a 営業収益の額	3,528,433	3,570,194	△ 41,761
b 受託工事収益の額			
事業の規模 a-b	3,528,433	3,570,194	△ 41,761

※ アの中には、貸借対照表の流動負債に計上されている企業債（建設改良費等の財源に充てるためのもの）の額は含まれていない。

以上に基づき算定された公共下水道事業会計の資金不足比率は、次のとおりである。

(単位：%、P)

区 分	令和5年度	令和4年度	比較増減
資 金 不 足 比 率 (計 算 上 の 比 率)	— (△ 32.5)	— (△ 25.0)	— (△ 7.5)

※ 資金不足が発生していないため「—」と表示している。

※ 小数点第2位以下切り捨て。

令和5年度の資金不足比率については、資金不足額がないため「—」と表示している。

参考までに、資金剰余の比率としてみると、令和5年度は32.5%で令和4年度の25.0%と比較すると7.5ポイント上昇しており、現状では経営資金の状況に問題はないと認められる。

⑩ 病院事業会計

病院事業会計の資金不足比率の算定式は、次のとおりである。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

資金の不足額及び事業の規模は、次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	令和 5 年度 A	令和 4 年度 B	比較増減 A-B
ア 流動負債 + 算入地方債	202,466	108,302	94,164
イ 流動資産 - 翌年度へ繰り越すべき財源	160,365	198,259	△ 37,894
資金の不足額 アーイ	42,101	△ 89,957	132,058
a 営業収益の額	733,105	720,905	12,200
b 受託工事収益の額			
事業の規模 a-b	733,105	720,905	12,200

※ アの中には、貸借対照表の流動負債に計上されている企業債（建設改良費等の財源に充てるためのもの）の額は含まれていない。

以上に基づき算定された病院事業会計の資金不足比率は、次のとおりである。

(単位：%、P)

区 分	令和 5 年度	令和 4 年度	比較増減
資 金 不 足 比 率 (計 算 上 の 比 率)	5.7 (5.7)	— (△ 12.4)	— (18.1)

※ 資金不足が発生していないため「—」と表示している。

※ 小数点第2位以下切り捨て。

令和5年度においては資金不足が発生しており、資金不足比率は5.7%となっている。経営健全化基準である20.0%は下回っているものの、今後比率がさらに悪化することも懸念されることから、経営の健全化に努める必要がある。

⑪ ボートレース事業会計

ボートレース事業会計の資金不足比率の算定式は、次のとおりである。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

資金の不足額及び事業の規模は、次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	令和5年度 A	令和4年度 B	比較増減 A-B
ア 流動負債 + 算入地方債	4,408,831	3,452,594	956,237
イ 流動資産 - 翌年度へ繰り越すべき財源	44,165,716	33,516,453	10,649,263
資金の不足額 アーイ	△ 39,756,885	△ 30,063,859	△ 9,693,026
a 営業収益の額	145,530,169	139,669,122	5,861,047
b 受託工事収益の額			
事業の規模 a-b	145,530,169	139,669,122	5,861,047

以上にに基づき算定されたボートレース事業会計の資金不足比率は、次のとおりである。

(単位：%、P)

区 分	令和5年度	令和4年度	比較増減
資 金 不 足 比 率 (計 算 上 の 比 率)	— (△ 27.3)	— (△ 21.5)	— (△ 5.8)

※ 資金不足が発生していないため「—」と表示している。

※ 小数点第2位以下切り捨て。

令和5年度の資金不足比率については、資金不足額がないため「—」と表示している。

参考までに、資金剰余の比率としてみると、令和5年度は27.3%で、令和4年度の21.5%と比較すると5.8ポイント上昇しており、現状では経営資金の状況に問題はないと認められる。

(3) 是正改善を要する事項

病院事業会計を除く10会計においては資金剰余を示しており、現状では経営資金の状況に問題はないと認められる。

病院事業会計においては資金不足が発生しており、資金不足比率は5.7%となっている。経営健全化基準である20.0%は下回っているものの、今後、さらに厳しい経営状況になることも懸念されることから、資金不足の解消に向けて経営状況の改善に努められたい。